

令和5年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

令和5年3月15日(水曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1** 第1号議案から第19号議案まで及び報
第1号
質疑
委員会付託
- 日程第2** 予算審査特別委員会の設置及び委員選
任

市参事兼建設課長 永松史年
企画情報課長 丸山野幸政
地域活力創造課長 小野政文
税務課長 近藤直樹
市民課長 黒田敏信
保険年金課長 大久保正人
社会福祉課長 田染定利
子育て支援課長 水江和徳
健康推進課長 清水栄二
人権啓発・部落差別解消推進課長

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

後藤史明
尾形稔
河野真一
川口達也
阿部博幸
首藤賢司
清水英文
本田督二
環境課長
商工観光課長
農業振興課長
耕地林業課長
農業地域支援室長
都市建築課長
上下水道課長
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

船木靖幸
佐々木真治
藤重深雪
塩崎康弘
榎本賢二
会計管理者兼会計課長
選挙管理委員会・監査委員事務局長
農業委員会事務局長
消防本部消防長
教育委員会
教育長 河野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長
植田克己
学校教育課長 衛藤恭子
文化財室長 板井 浩

○欠席議員（0名）

総務課 総括主幹兼総務法規係長
矢野裕治
主幹兼秘書係長 江島信之

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 田中良久
次長兼議事係長 大塚栄彦
総括主幹兼庶務係長 黒田祐子
専門員 小門敏宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市長 佐々木敏夫
市参事兼総務課長 安田祐一
市参事兼財政課長 飯沼憲一

○議長（安東正洋君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（安東正洋君） 日程第1、第1号議案から第19号議案まで及び報第1号を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをいたします。

質疑及び質問に関連して、3番、於久弘治君及び16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依

3月15日

頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、3番、於久弘治君の発言を許します。

3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 議席番号3番、於久弘治でございます。議案質疑に入る前に、この場をお借りして、市民の皆さんに、先月の市議会選挙期間中に大変お騒がせしたことへのお詫びを申し上げます。また、私ごとではありますが、市民の皆さんのおかげで、2期目を当選させていただきましてありがとうございます。皆さんのご期待に応えるためにも、1期目に培った経験を十分に生かし、頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案質疑に入ります。

まず最初に、第8号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算のうち、中山間地域等直接支払交付金返還について質疑いたします。

ご存じの方もおられるかと思いますが、この事業の正式名称は、中山間地域等直接支払事業といえます。まず、中山間地域についてですが、農業地域は、平地、中間地、山間地の3地域に分類され、山地の多い我が国では、中間地、山間地を合わせた中山間地域が、全ての土地面積の約7割を占めております。この中山間地域における農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、水源のかんがい、洪水の防止、土壌の侵食・崩壊を防ぐなどの多くの機能を持っており、その下流域に住まわれている国民の暮らしを守る大きな役割を担っております。

しかしながら、中山間地域は、耕地条件の悪さや高齢化の進行、さらに、担い手不足などが深刻化しており、このまま放置すれば、国民全体に大きな損失が生じることが懸念されております。このため、中山間地域では、農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件における不利益分を補うという考えに基づき、国が主体となり、市町村から農業者等に対し、交付金を交付する制度が設けられております。

今回、議案に上げられています2集落とも、中山間地域を守るため、国民の暮らしを守るために頑張っ活動していたことだと思われま。今回の2集落を含む中山間地域を守っていただいています他の集落の皆さんに対しまして、この場をお借りして熱く感謝いたします。

しかしながら、理由は様々となりますが、中山間

地域の保全活動の中で、交付金の返還に該当する事案が生じたのではないかと推測されます。

そこで1点目は、地元集落協定、2集落の交付金自主返納に至った内容と償還金の内訳についてお聞きいたします。

次に、2点目についてですが、1点目でお伺います地元集落協定の交付金返納については、当然ながら、まず、国である農林水産省と大分県からの通達があり、その通達を、まずは市が受けた後に各地元集落協定に報告をなされたことだと思われま。その後、各地元集落に理解を得るために、聞き取りや交付金返還に至った理由等の説明をされたものと考えられま。

それでは、2点目については、国・県の指導に対する本市の対応についてお聞きいたします。

次に、3点目につきましては、先ほど1点目の交付金自主返納に至った内容と償還金の内訳についてと、2点目の国・県の指導に対する本市の対応についてと重なる点もありますが、今後、同じ過ちを繰り返さないためにも、とても大事な取組であると思われま。2集落の地元集落協定とも、悪意があつて行つたことではなく、交付金返還の処罰内容を、きちんと理解、把握できていれば防ぐことができた内容のように思えま。そういった点も含め、3点目の本市の今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） それでは、第8号議案のうち、中山間地域等直接支払交付金返還金についてお答えしま。

本補正は、中山間地域等直接支払交付金受給に際し、国などへ交付金の返還が必要となる事例が生じたもので。

1つは、河内地区内の1つの協定団体にて、平成27年度から令和元年度に実施された第4期において、交付金対象農用地内の1農地にて、無許可での農地の目的外使用により、第4期5年間分の交付総額660万9,175円、内訳として、国返還分330万4,585円、県返還分165万2,290円、市返還分165万2,300円を返還するもので。

本交付金は、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落等を単位に、集落内農用地の農業生産維持活動に対し、国が2分の1、県・市から各2分の1が交付されるものですが、本目的外使用により、国からの交付総額660万9,175円を返還する旨の決定を受けたところ。

もう1つは、東都甲地区内の1つの協定団体からの申出により、本年度協定参加者の脱退により生じた農地の交付対象からの除外であり、現在、実施中の第5期2年間分の交付金額7万5,768円、内訳として、国返還分3万7,884円、県・市返還分1万8,942円を事務的に返還するものです。

今後につきましては、先ほど述べたように、農地の目的外使用などないようにしっかりチェックをしていきたいと考えております。

以上です。

失礼いたしました。先ほど、答弁上で交付金の負担の割合ですけれども、国が2分の1、県・市から各「4分の1」が交付される、「2分の1」と申し上げたようです。

訂正いたします。失礼しました。

○議長（安東正洋君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） まずは、1点目の地元集落協定の交付金自主返納に至った経緯と償還金の内訳について再質問いたします。

2集落の地元集落協定が交付金自主返納に至った内容と、償還金の内訳については、先ほどの説明でよく分かりました。我々のような素人考えでは、その程度のことでと思われるようなことが、そこまで処罰されることなのかと思ってしまうがちなんですが、交付金の返還については、とても厳しい措置が課せられることについて、私自身も改めて知ることができました。

それでは、こういった厳しい措置が課されることについて、市の指導として地元集落協定に十分な説明を行っていたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） それでは、於久議員の再質問ですけれども、この制度について、地元の説明ということでもありますけれども、まずは、この制度につきまして、この制度に取り組む前に、毎年、全ての協定集落を対象にした、全体を対象にした説明会を開催しております。その中では、代表者、それから事務局の方などをお呼びいたしまして制度の説明をしてきたところです。

また、特にそういう形で、返還事由、特に、この5年間継続してやっていただくというようなところ、それから、そういう返還のことが生じるというようなことについても、その中でも説明をしてきたところです。

それから、この代表者を集めた説明会以外に、年

間を通してでありますけれども、やはりそれぞれ各集落の実態というのがありますので、その中で、代表者などと連絡を取りながら、書類の提出、それから現状の確認などなど、随時、個別的に各集落の協定と連絡、相談をさせていただく中で、協定内容の変更等も踏まえて、ご説明、指導等をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（安東正洋君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 市の指導につきましては、的確に行っていたことは、よく分かりました。

しかしながら、受け入れる側となる集落協定側の代表者並びに役員の方々の方々がほとんどが60代後半から80歳代の高齢者が中心となっていることから、指導内容を把握することが難しかったのではないかと思います。この点につきましては、今後、指導方法の改善をお願いいたします。

次に、2点目の国・県の指導に対する本市の対応について再質問いたします。

国・県からの通達を受けた後、交付金返還における地元集落協定の様々な要望を通していただくために、市は何度も、大分県から国である農林水産省に打診していただいたと聞いております。

ただ、残念なことに、国——農林水産省並びに大分県は、地元集落協定に何ら説明もなく、現地も見ることもなく、市に交付金返還通達を押しつける形で終わったように見受けられます。

今回、交付金返還に至った2集落のうち、1集落協定は、以前、同じような案件で、同じ農林水産省が主体で活動しています多面的機能支払交付金についても、交付金返還の通達を受けた際に、農林水産省担当者、大分県の担当者が、コロナ禍でも来られ、報告書の内容の精査、地元関係者の聞き取り、協議、現地視察を行っていただいております。こういった国・県等の丁寧な説明を受けた経緯があったからこそ、地元関係者も納得の上、交付金返還に至っております。

それでは、交付金の事業内容が違うとはいえ、同じ国である農林水産省からの交付金返還に至る経緯が全く異なる点についての市の見解をお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） それでは、議員のご質疑にお答えいたします。

国からの返還の指導ということでございますけれ

ども、先ほど、議員が言われたのは、もう一つの事業というところの分の対応というところで、実情というの、ちょっと正直、私のほうは把握はしておりませんが、基本的には、この中山間地域の支払交付金事業につきましては、国の要綱に基づきまして、県、そして市も、それに準じる形で実施をしております。その中で、こういうことがあったということ、それを踏まえて、国・県と協議をして、そして、国の方向性が決定したということがある以上、それに基づきまして、市としても同様の措置を取らせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（安東正洋君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 国・県に対しての市の対応としては、先ほどの説明が限界であるようなことは深く認識いたしました。市として、お辛い立場だと思っておりますが、頑張って事業活動を行っていただいております地元集落協定の高齢者の皆さんの努力に報いるためにも、国・県に対して強く要望できる関係性を今後、築いていただくことをお願いしたいと思います。

3点目の本市の今後の取組についての再質問はありませんが、私からの要望がございます。

今後の取組の中で、少なくとも地元集落協定の代表者並びに役員には、交付金返還の処罰される内容については、きちんと認識していただくこと、さらに関係者のほとんどが高齢者ということもあり、1度だけでなく2度、3度と繰り返しの周知徹底を行うことで理解を深めていただくことが大事ではなからうかと思っております。

農林振興課をはじめ、関係する部署の方々の負担が増えることが十分に予想されますが、日々頑張っておられます地元集落の皆さんを守るためにも、徹底したご指導をよろしくお願いいたします。

次に、第18号議案、豊後高田市生活支援ハウス条例及び豊後高田市立デイサービスセンター条例改正について質疑いたします。

本市では、香々地支所の奥側に、豊後高田市高齢者生活支援ハウスが1か所あり、豊後高田市立のデイサービスセンターは、生活支援ハウスに併設されています。デイサービスセンターふれあい館、真玉地域にありますデイサービスセンター周防苑の2か所がございます。

生活支援ハウスは、独立して生活することに不安がある60歳以上の高齢者に対して、居住場所を与え

たり、介護支援を行ったりする場所であるのに対し、デイサービスは、利用者が日中に介護施設に通い、日帰りで食事・入浴・送迎等の介護サービスを受けることができる場所となっております。

本市に限らず、高齢者の皆さんは、物価の高騰に加え、年金支給額が目減りや後期高齢者医療費の負担増などで大変厳しい生活を送られていることが予想されます。そういった状況下において、今回、生活支援ハウス並びにデイサービスの利用料金を700円から800円に値上げするとの議案を提出されたことに対しましては、当初、私自身、市営運営について疑問視してしまいました。

ところが、関係部署の担当課長、並びに市長の提案理由をお聞きしたところ、私が思っていたこととは異なり、利用料金が増額になった部分につきましては、きちんと特別な措置をしていただいたことに対しまして、市長をはじめ、関係部署の皆様には熱く感謝申し上げます。

私と同様に、この議案内容だけでは勘違いされる市民の皆様もおられると思われまますので、利用料金の見直しについて市民の方が理解していただくためにも、詳しい説明をお聞かせいたします。

○議長（安東正洋君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、第18号議案についてのご質疑にお答えいたします。

今回の改正は、香々地地域にある豊後高田市生活支援ハウス及び真玉地域にあるデイサービスセンター周防苑内で実施している生きがい対応型デイサービスの利用料の上限を見直すものでございます。

しかしながら、利用者の方の家計においても、物価の高騰による影響は大変大きいと思われ、今回の利用料改定が、さらなる負担となることも危惧されることから、激変緩和の措置として、今回の改正に伴う増額分を補助金として給付し、実質的な負担が生じないように支援をしてみたいと考えております。

なお、利用料の改定の理由といたしましては、この利用料は、従来より、その利用者の方の昼食代と送迎に伴う経費の実費をご負担いただくものでございまして、平成17年の合併以後、これまでの間の物価上昇や、2度の消費税増税の際にも見直しを行わなかったことに加え、現下の食料品や燃油の価格上昇に伴う急激な物価の高騰や賃金の引上げの情勢などから、これまでのような事業者の工夫や経営努力だけでは、その掛かり増し経費を吸収しきれない状

況となったことによるものでございます。

市といたしましても、これまで当該事業者へ2度の緊急支援策を講じてまいりましたが、今後の安定的なサービスの質と量を確実に維持、継続する上では、今回の改定もやむを得ない措置であると考えております。

具体的な支援方法といたしましては、今回、利用者本人に対する利用料の補助金として交付するものでございますが、一時的な立て替えなどが生じないよう、サービス事業提供者へ一括交付できる措置を取ることで、利用者の方は、これまでと同額の利用料だけをお支払いいただくこととしたいと考えております。

そのための事業といたしまして、高齢者等在宅福祉サービス物価高騰緊急支援事業を来年度当初予算に提案させていただいているところでございますので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） 3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 先ほどの課長からの丁寧な答弁は、生活支援ハウス・デイサービスのご利用者並びに市民の皆さんに内容を十分にご理解していただけたものと感じております。

また、市民の皆さんには、子育て・移住政策だけでなく、高齢者にも優しいまちづくりにも、しっかりと取り組んでいることもお分かりいただけたことだと思います。

本市は、これまで子育て・移住政策に特化し、注目を集めておりますが、皆さんもご存じのとおり、今後、国が重点施策として取り組んでいこうとしております。私の予測ではありますが、今後は、高齢者に対する取組が注目されるものと思われま。ぜひとも高齢者に優しい取組を、引き続き行っていただくことをお願いいたします。

以上で、議案質疑を終わります。

○議長（安東正洋君） 議案質疑を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

今日は議案質疑ということで、市長から数多くの議案が提案されておりますが、質疑時間が1時間しかありませんので、8議題について質疑をしたいと思いますので、なるべく短くて市民に分かりやすい言葉で答弁をしていただきたいことを要望して入ります。

最初は、第2号議案です。

これは、国民健康保険の特別会計の当初予算であります。その中でですね、今、国保の問題では、多くの皆さんが、自分たちの収入・所得に比べて、国保税が高過ぎてなかなか払えないということですね、何とか引き下げてもらいたいという要望が非常に高いわけですね。この引下げ問題は、明日の一般質問で市長に見解を求めますけれども、今回のこの補正予算を見まして私が矛盾点を感じたのはですね、ここに書いているように、国保税の収入予算が、前年度に比べて1,279万円減額をされている数字になっていますね。予算上では、そうなっているんですけども、これで国保の運営が実施できるならば、国保税を下げるか、据置きするかというのは、市の国保税条例の改定で引下げ改定をしなければ、実際に市民に対しては税率を下げることはできないんですけども、その国保税率というの、長年、据置きのままで、今回も引下げの条例が出るかと期待しておったんですけども市長からは提案がありませんでした。

この辺の矛盾点、整合性について説明をしてもらいたい。

もう1つは、特別会計の保険給付費が、前年度に比べて289万円の減額となっております。国保に加入している加入者1人当たりの医療費が年間かかっているかという資料を提出していただいておりますが、それとの関係で、この前年度比保険給付費が289万円減額というのは、どういう根拠でこうなったのか、簡単に説明していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第2号議案に関するご質疑にお答えいたします。

議員ご質疑の国民健康保険特別会計の歳入、1款の国民健康保険税につきましては、4億3,358万9,000円で見込んでおり、内訳といたしましては、現年課税分として医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で4億1,765万5,000円、滞納繰越分として1,593万4,000円、合計4億3,358万9,000円で計上しており、令和4年度当初予算額と比較して1,279万2,000円の減額で見込んでおります。

主な減額の要因につきましては、被保険者数について、令和3年度末時点の人数は5,113人でしたが、令和4年度より、団塊世代が後期高齢者医療保険へ移行することにより、令和5年度について

3月15日

は、提出した資料にありますように、平均4,972人、率にして2.8%の減少で見込んでおります。

また、被保険者数における60歳以上の構成比率も62.43%と高い状況となっておりますので、減額の要因の1つと考えております。

次に、歳出、2款、保険給付費につきましては、合計22億6,772万7,000円で計上しており、令和4年度当初予算額と比較して289万7,000円の減額で見込んでおります。

議員ご質疑の本市の1人当たり医療費の状況についてであります。提出した資料にもありますように、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより低い水準となっておりますが、令和3年度以降は、令和元年度の水準に戻り、増加している傾向となっております。

整合性といたしましては、このような状況を踏まえ、令和4年度の実績見込み、被保険者数の減少により、減額の予算で見込んでおります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 再質疑をしますが、この予算説明書では、今朝読んだんですけれども、保険給付費と、それから保険事業費納付金ですね、これを合わせましたら、前年度に比べて1,500万円の減額なんですよ。

私なんか、もう若い時から国保問題は相当勉強してきましたけども、国保の特別会計を予算化するには、やっぱり年間の保険給付費が幾らかかるかと、こういう納付金が幾らかかるのかということから出発で、あと、それに対して、国庫補助などの収入があるかと、不足分を国保税で掛けると。本来は、毎年、国保税の税率が変わってもおかしくない問題なんですよね。豊後高田の場合は、ずっと何十年間も据置きなんですけどね。

それで、実際に使う費用は1,500万円減額するのに、この国保税の条例改定をしないという矛盾を感じるから意見を述べているのですけどね。

質疑としては、令和3年度の決算では大幅黒字を出しましたわね、今は、令和4年度の執行中なんですけども、令和4年度の決算見込みで、どれくらいの黒字決算を見込んでいるかということをお聞きします。それだけです。

議長、答えられなかったら、時計止めてください。

○議長（安東正洋君） しばらく休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、大石議員の再質疑にお答えいたします。

国保決算見込みについてでございますが、現在、決算見込額につきましては、保険給付費の額などが未確定でございますので、現段階では見込みというのは困難でございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 明日議論しますから、この問題はそれだけです。

あと、国保加入者の医療費の状況です。

平成28年以後については、28年、29年、30年、令和2年までで、それぞれ大分県18市町村の中でね、1人当たりの医療費が一番安い時は、18市町村の中で2番目とか3番目でしょ、多い時で5番目という実績がずっとあるんですよ。確かにさっき言った令和3年度がね、どうかしているということなんですけど、全体的に見たらね、大分県18市町村の中で、やっぱり豊後高田の場合は、予防活動、保健活動に相当努力をしていただいた結果が出ているんですよ。それに対してね、国保税を下げないというのも問題ではないかということで、もう12月の決算委員会でも、いろいろ議論しとるけど、全然、市長が分かっていないからね、明日は市長が答弁できるように用意しとってくださいよ。

それで、いいですか、私の調査ではね、令和3年度で大分県で医療費が一番高いのが臼杵市なんです。その臼杵市がね、今回は県が出した資料では値上げをしようという資料が出ているのにね、臼杵市は大幅値下げなんです。そういうことができるんだから、市長、明日、値下げ問題を議論しますから用意しとってください。いいですか。

いいですね。市長、答弁してください。明日は一般質問だからね。

それで、次に行きます。

次は、第3号議案の後期高齢者医療の特別会計なんですけども、保険料がね、前年度の予算に比べたら、3,165万円増加する予算になっているんですよ。

ご承知のように、この保険料というのは、豊後高田市議会じゃなくて県の連合会で決めることなんですけど、去年改定しまして大幅値上げになって、大分

県の場合は全国47都道府県の中で2番目に高いんですよ。去年ですね——おととしに比べて去年が上がったというのは、条例上、分かるだけですね、また今年の予算では、3,165万円上がっているから、これはどういうことなのか。市民に分かるように、本当に短い言葉で答弁してください。短い言葉でお願いします。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第3号議案、令和5年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算に関するご質疑にお答えいたします。

75歳以上の方の後期高齢者医療保険料につきましては、大分県後期高齢者広域連合が運営主体となり、市は、広域連合が決定した保険料額を参考に、予算計上を行っております。

令和4年度より、団塊世代が75歳に到達することから、後期高齢者医療保険へ順次加入しており、令和5年度中に、本市では新たに451名の方が75歳到達予定となっております。後期高齢者医療保険への加入数が増えることに伴い、医療費給付費の増額も見込まれることから、後期高齢者医療保険料が増えていくと考えています。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） では、国保問題は、明日議論しますので、それほどにしておきます。

次は、第8号議案の一般会計の補正予算案について、4項目質疑をしたいと思います。

最初は、中山間地域等直接支払交付金の、市が国と県に対して500万円返納する問題についてであります。

先ほど、於久議員から自主返納があった件ということで質疑がありましたけれども、今回の、この市が約500万円を国と県に返還するのは、東都甲地区については自主返納ですけれども、西村集落については、これは自主返納ではないと思うんですけど、その辺どうなんですかね。

聞きたいのはですね、何で今の時点で、市が国・県に500万円を返納しなければならなくなったのか。いわゆる市民に分かるようにいきさつですね、市のほうに指導上に問題があったのか、あるいは団体側、団体の中でも私の調査によると、ほとんどの人は、この内容が理解できていないですわね。新聞記事では、転用許可なしに農地に選挙事務所をつくったと

というのが、写真入りで入りましたわね。これも社会面のトップ記事なんですよ。私も長いこと議員をしておりますけど、こんな問題が社会面のトップ記事、そして661万円の返納命令と出たでしょ。これも大変な問題だと思うんですよ。

しかし、普通、なぜ大変かというのは、たったのですね、たったのという、選挙事務所をつくただけで661万円も返納することになるのかというのは誰も疑問持つと思いますよ。

しかし、先ほどの答弁では、何かそれらしいことを言ったんですけどね、何で九州農政局は豊後高田市に調査に入ったのか、その辺をどう理解していますか。その辺を説明してください。自主返納ではないでしょ、これは。これは、不正があったんですよ。不正があったということで、ただ不正が、ただ農地転用をしていないのに選挙事務所をつくったことだけの不正ですか、そうではないでしょ。その辺をちょっとはっきりしてください。これが1つね。

2つ目は、利息の見直しによって、市の負担が増える問題。

それから、もう1つ、3番目も同じ内容なんですけども、その辺のちょっと簡単な説明でいいです。

それから4番目の、今の2022年事業について未執行の事業がありますわね、その中で3点だけ聞きたいんですけどね。

1つは、真玉海岸の観光交流拠点施設について、約4,700万円減額になっているんですけども、これはですね、これまでの最初の調査や設計費用、あるいは解体費用などの総事業の中で——総事業費で見たら、幾らだったものが幾らになったという説明してもらえませんか、これが1つね。

それから2つ目は、耕地災害で約6,500万円。建設課のほうの災害復旧で2,100万円の減額になっておりますが、この2つの事業については、市民との影響についてどう考えるのか、今後この問題をどうするのかということをお簡単に教えてください。

○議長（安東正洋君） 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） それでは、大石議員のご質疑の第8号議案のうち、中山間地域等直接支援交付金、約500万円の返還についてご答弁いたします。

まず、今回の件につきまして、自主返納なのかどうなのか、そういう事例なのかということをございますけれども、要因といたしましては、先ほど、於久議員にも答弁いたしましたけれども、今回のこの

3月15日

件につきましては、協定団体における協定集落内の農地の目的外使用についてでございます。

本来、農地、いわゆる耕作の目的に使用する土地につきまして、農地以外のものに使用する際には、農地法に基づく転用の許可を得ることが必要になりますけれども、今回は、その許可を得ないまま農地以外に使用したと、いわゆる農地法に規定される農地の無断転用——違法転用ということになります。

それについて、自主返納なのかどうなのかということですが、これにつきましては、国等と、この間協議をする中で、国のほうから交付総額相当額について返還を求めるということ、それについては最終的に自主返納という形で構わないということと協議が整いましたので、それに基づいて返還をするものです。

それから、なぜこの段階で返還のことになるのかということですが、この間、協議をしてまいりましたけれども、最終的に先ほど申しましたが、自主返納でも構わないということであり、通常、自主返納というのは年度末に最終的に返還をすれば構わないということになりますので、今回、協議に要した時間、それから、そういう自主返納ということでの年度末の返還でよいということとございましたので、今回、このタイミングでの予算計上となっております。

それから、そういう違反の中で、なぜ660万円という大きな金額になるのかということとございますけれども、これにつきましては、第4期、この事例が発生したのが、先ほど申しましたが、第4期の期間においての事由になります。この第4期におきましては、こうした返還事由が生じた場合について返還となった場合には、協定農用地の全てについて、協定認定年度に遡って返還するというルールがございます。いわゆる事例が生じた場合には、その時に使われていたその協定内の全ての農地、全農地について連体的に返還をするというルールになっております。

そのため、今回、第4期の協定内で対象農地となっております11.7ヘクタール分について、まとめて返還対象となったということとございます。

以上です。

○議長（安東正洋君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、真玉海岸観光交流拠点施設に係ります工事費の減額補正についてご説明したいと思います。

現在、真玉海岸のほうで観光交流拠点施設の整備が着々と進んでおりますが、当初と計画時点で内容が変更になりまして、例えば、舗装の面積が減ったり、そういったことを含めまして減額が必要となった関係で、今回、補正で4,710万円を減額いたすものでございます。

当初の新築工事費の総額ですが、当初が約3億6,250万円ほどだったものが、今回4,710万円減額しまして、3億1,550万円弱というような形で減額するものでございます。

ただし、まだ工事は完成しておりませんので確定値ではございません。3月、今月末に完成しまして、事業が終わった時点で金額は確定するので、現時点での見込みでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君） それでは、現年発生農林水産施設補助災害復旧工事請負費6,518万8,000円の減額についてお答えします。

昨年11月の台風14号により、災害復旧事業費として予算を専決させていただきましたけれども、当時、災害査定前で復旧工法を確定していない中、県に報告する被害額が事業費の限度額となるため、高めに設定をしていたという経緯がございます。

今回、災害査定後、工法が確定し、実施設計も完了いたしましたので、不用額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（安東正洋君） 市参事兼建設課長、永松史年君。

○市参事兼建設課長（永松史年君） それでは、現年発生公共土木施設補助災害復旧工事請負費の減額補正についてのご質疑にお答えいたします。

災害復旧工事費の減額につきましては、災害が発生してから概算事業費を出しまして予算のほうを計上しております。災害査定に向けて詳細な設計等を行う中で、工事費の減額となったものであります。

災害査定におきましては、ほぼ100%をいただいておりますので、市民への影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは、西村集落協定のことです、もう少しお尋ねします。

今、高田には、約60の集落協定を結んでいると思

うんですけども、この西村集落の協定は、一番最初に結んだのは、いつなのか。その構成員、それから農地面積が幾らなのか。1期、2期、3期、4期で、今5期目なんですけども、不正が問題になった4期目と5期目の変化でどういうことがあるのか、構成員や面積などについて明らかにしてもらいたい。

それから、先ほど、課長の答弁で、国の要綱に基づいて実施をしていくということですね。国の要綱を見ますと、まず最初に、地域の皆さんで、集落の現状、目標、役割分担などをよく話し合っ、目指すべき方向を、活動内容についても議論をして、ちゃんとした計画書にすると。計画書についても、市長に提出をして、市長が決裁で、それをパスをすれば、また交付金が決まるという仕組みになっていますわね。いずれも市長が許可をしたものだと思うんですけどね。

もっと素人分かりするように、ここに新聞記事がありますけれども、カラー版ですね。これ3年前の記事で大変な記事が書かれているでしょ。今度のこれカラー版で社会面トップですわね。この2つの関連が、私の調査によると一番大きな問題ではないかと思うんですよ。

私も前の課長、いわゆる耕地林業課長とは、随分この問題でも議論をしましたけどね。それは次の、今日なかなか今みたいな答弁では話にならないんで、6月議会の一般質問で私の調査に基づく議論をしたいと思うんですけどね。

今聞きたいのは、先ほど言った自主返納ではないでしょ、これ。今度の場合、自主的にね、自分たちが間違いを最初に認めて返納した問題ではないでしょ。組織全体の、これ問題なんですか。

やはり、その資金を市長が誰に出したのかね、その資金を扱う方の問題も大きいのではないかということとは推定されるんですけどね、そうではないんですか。ただ、選挙事務所に利用したことが新聞記事で大きくなって、これであとは帳消しになっているけどね、そういう問題ではない問題を含めているのではないですか。

前の耕地林業課長、早田課長の時もね、随分、議論があったようですね。よく聞いています、私は。今度は農業振興課の問題で2つの事業があるもんだから、2つの事業があるために混乱をしとるんですよ。

この中山間地事業については、地元の人が知ったのは、いつという、これらの文書も、市長宛てに出

ていますね、市長と課長宛てにね。それはいいんですけどね。ところが、この本質を問題としないとね。ただ、問題があって、市の指導が問題だったんじゃないか、自主返納したんだが何が悪いかという問題ではないと思うんですよ。

だけど、私はね、この問題で、やっぱり市長も含めて、どういうことが問題になったのか、こういうことを再発防止するために、高田で言うならば60団体あるんですけどね、やっぱり徹底してね、二度と再びこういう事件を起こさないようなね、社会面トップに行くような事件があったら大変な問題ですよ。そこを、やっぱり教訓化してもらいたいと思うんですけども、その辺は大丈夫ですか。明らかにしてください。

○議長(安東正洋君) 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長(川口達也君) それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

今回のこの集落の、最初はいつからかということでございますけれども、基本的には第4期からの協定参加というふうに認識しております。

それから、今回の件を踏まえて、いわゆる第4期、その当時どれくらいの規模でどれくらいの参加者であったかということですが、第4期におきましては、先ほども申しましたけれども、農地の面積としては11.7ヘクタール、筆数としましては64筆ほどございます。当時の協定の参加人数としては35名となっております。

今現在、第5期でありますけれども、対象面積、協定内の面積が10.4ヘクタール、筆数にして54筆、それから、いわゆる協定に参加している人数につきましては、15名というふうに理解しております。

それから、3年前の新聞記事、それから今回の新聞記事というところでございましたけれども、3年前につきましては、先ほど、議員からも申しましたけれども、多面的支払機能直接交付金事業、この関係の中で、保全会、当時の保全会の中での運営などなどについて、いろいろ混乱があったというふうに理解しております。

そういう中で、今回こういう事件が中山間の中でも生じましたけれども、これにつきましては、確かに農地の無断転用というところもあります。その辺について、今後とも指導していきたいというふうに思っております。

それに関しまして、農地の今後に向けての再発防止というところでございますけれども、やはり先ほ

3月15日

ども申しましたが、今回のこの件については、いわゆる農地法の違反ということがございますので、やはり今後につきましては、通常の返還対処といえますか、農地を守る活動を続けていくということ以外に、やはりこういう形で、いわゆる法律違反でも返還事例になり得るといふこと、これにつきましては、今回の件は反面教師として、それぞれの協定集落等に対しまして、具体的にこういう事例があって、こういうふうにならざるを得ないところ、そういうものをきちんと説明しながら、今後に向けて再発防止に取り組んでいきたいというふうになっております。

それと、すみません、私の今の答弁の中で1点訂正です。最初にスタートしたのは「第3期」ということで、平成26年度からになっております。失礼いたしました。

以上です。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 西村集落との関係なんですけども、西村集落と佐野資源保全会との関連なんですけども、保全会のほうは佐野地域のかかなりの地域が加入した形になっていますわね。その西村集落というのは、どの範囲なのか。この中山間地の交付金の支給対象になっているのは、佐野地域では、そこだけなのか、もう1つあるのが1つね。

それから、佐野資源保全会についても、それから西村集落協定についても、それぞれ事業計画が、予算決算書が市長宛てに提出されていますわね、これは情報公開で請求したいと思いますが、何年分までは情報公開できるというふうには理解したらいいますか。

もう一つは、西村集落から661万円の返還については、これは期限はいつなのか、もう既に納入されているのか。それから市のほうが国と県に返済をするわけですが、市は、いつ返済をする予定なのか。

以上です。

○議長（安東正洋君） しばらく休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） それでは、大石議員のご質疑にお答えします。

まず、佐野の中での協定の分ですが、そのほかにあるのかということですが、もう1協定ございます。2つございます、その中で。

それから、情報公開の関係ですが、保存年限につきましては10年間というふうになっております。

それから、この660万円ですが、納入されているのかということですが、これにつきましては、既に納入済みとなっております。それによりまして、今回の補正予算の議決をいただいた後、市から、国・県の分についての返還を行うこととしております。

以上です。（○16番（大石忠昭君） ちよっともう一回、向こうからの返納期限についてちよっと聞こえなかったんじゃないけど。（発言するものあり）時間がないからいいです）

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと20分になりましたが、7番の18号議案についてはね、先ほど議論がありましたので取り下げます。

あと、4番目の後期高齢者医療の特別会計の補正予算についてですが、今回、納付金が2,340万円増額されていることについてですね、年度途中でなぜこういうことになるのか、本当にもう、本当に短くて市民に分かる言葉で説明してください。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第9号議案、令和4年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関するご質疑にお答えいたします。

今回の補正予算は、後期高齢者医療の被保険者から徴収した保険料等徴収金が、団塊世代の影響による被保険者数の増加により、当初、大分県後期高齢者医療広域連合が見込んだ予算額より増加となり、納付金が不足するため、歳入見込みに合わせ増額補正するものでございます。

以上です。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、第10号議案、介護保険の補正予算についてですが、今回、施設サービス給付費など約1億円の給付費の減額の補正予算が提案されておりますが、現在は、介護保険は第8期を実施中、今年度は第2年度目だと思ふのですが、これだけ1年間においてですね、約1億円の

幅減額をするということは、この介護保険料を引き上げる議案の時に私は議論したんですが、隣の国東市などでは引き下げじゃないかと、高田の場合、せめて据置きでもいけるんじゃないかと議論しましたが、どうしても値上げを強行したんですよ。

だけど1年間で1億円の給付費が減額できるということは、前回値上げをしなかったらよかったですよ。そう、市長、思いませんか、この結果をどう見るかですね。このまま行きましたら、これも決算見込みはどうかと質問しても、まだ分かりませんしか答弁できないようですよ、しませんけれどもね。

やはり、今後の教訓としてね、やはりなるべくね、介護保険でも国保でも値上げしないというのが、市長の立場、私たちもそういう立場で議論をしなければ、いつまでたってもこういうことになると思うんですよ。その辺どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第10号議案、令和4年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に関するご質疑にお答えいたします。

今回の補正予算は、決算見込みにより介護給付費の予算の調整等を行うもので、補正額は1億810万5,000円の減額で、補正後の予算総額は27億7,035万6,000円となります。

この減額の主な要因としては、コロナ禍の影響により施設介護サービス給付費等のサービス利用者が、入院などにより介護保険から医療保険に移行したこと。また、令和5年1月よりサービス開始予定でありました介護医療院の開所が延期されたことなどによるものと考えています。

議員ご質疑の第8期介護保険事業計画の給付見込み額と令和4年度の決算見込額の比較につきましては、資料で示していますように、介護給付費の決算見込額で1億4,693万円、地域支援事業費の決算見込額で2,995万2,000円で計画値の範囲内で順調に推移していると考えています。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の件でね、第8期の計画の範囲内でいけるということですが、私が先ほど指摘しているのはね、やっぱり8期の介護保険料の値上げをしなくてもね、今のこの年間1億円減額する

ということになれば、介護保険料の基本料を引き上げることはなかったんじゃないんですか、市長、それをどう思いますかと。市長、その辺理解しなければ、また同じことを繰り返すんですよ。佐々木市長に変わってから6年たちますけど、6年の間にあなたは介護保険を2回値上げしたんですよ。2回目の時、私はすべきではないという議論したけど、聞かなかったんです。

今のこの補正予算1億円減額するということになればね、この介護保険の基本料金を上げることもなかったと思います、そういうふうに理解できますか。市長の見解を求めます。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは大石議員の再質疑にお答えいたします。

議員ご承知のように、介護保険は3年を1期とした計画でございます。現在2年目でございます。今後において、令和5年度においては、介護従事者の処遇改善の財源を令和4年10月より介護報酬に転嫁されます。そういった影響が出てきます。

また、介護医療院が新たに市内に令和5年度より20床を増床されます。そういった影響が出てきますので、また、それに加えてコロナ禍も落ち着けば、介護サービス費も通常に戻り、介護給付費も増えてくると考えておりますので、現在の保険料で問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう一回質疑できますわね。市長ね、今、私が質疑している内容は理解できますか。市長は関心がある問題についてはね、それはものすごく関心があつてすばらしいアイデアを出しきるけどね、こういう国保の問題とか介護の問題とかも全然関心がないからね、困ると思うんです、市民から見れば。私が今指摘している内容というのはね、今、第2年目なんですよ、3年ごとに計画を作って、第8期目、あなたに市長が変わってから7期目と8期目を議会に提案したんですよ。いずれも値上げ案を出したんです。値上げ案を出したということは、いわゆる介護サービス、介護給付費が上がれば上がるだけ、介護保険料というのは自動的に上がる仕組みになっているんですよ。

けれども、永松市長時代に最初やった時に、大分県の中で、いわゆる市段階では2番目に高い設定を

3月15日

したんですよ。その時も大問題にしたんですけどね、とうとう強行されました。多数決で決まったんですよ。しかし、とうとう永松市長がここで私から批判されて謝罪したんですよ。謝罪して、次の時はね、全国的には値上げしたんですけど、豊後高田市の場合は、大分県の中でも豊後高田市だけは値下げをしました。

最初の第1期計画そのものが問題だったんですよ。今度の場合ね、私もずっと長いこと研究していますから、8期目についてね、市長になって7期目は値上げしたんですけど、8期目については据置きで行けるよと、据置きで行けるということを指摘しても、あなたは聞かなかったんですよ。

だけど今回は、2年目において1億円からの給付費を減額することになったら、前回の8期目については値上げをしなくて済んだのではないかと、あなた自身がそういうことをもっと研究してもらいたいということを言っているんですよ。研究する用意がありますか、もう少しこういう問題についても、これだけ高齢化社会を迎えているんだから高齢者はみんな関係あるんですよ。

だから、なるべく高齢者の負担を軽くするために、こういう問題についても市長はもっと勉強してもらいたい、その答弁だけでいいです。

○議長（安東正洋君） しばらく休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、大石委員の再々質疑にお答えいたします。

今回の問題については、また第9事業計画の中で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 第6番目の第13号議案についてです。

真玉海岸の観光交流拠点施設の指定管理に、佐々木市長が筆頭理事で取締役をしております豊後高田市観光まちづくり株式会社に指定をすると、指定料については年間50万円ということのようですけどね。

私たち素人から考えてみたらですよ、あの2階建ての建物を造って、1階は食堂で、ある方に貸出しをするわけですね。今の管理というのは、2階の集

会所を専用で利用する場合に1時間310円で使用料を徴収する。それから、いろいろと海洋スポーツの器具を倉庫に収める場合に貸し料を1か月に500円だったか徴収するという事務や、公衆トイレの清掃などを委託するわけですね。それをまちづくり会社ではなくて——食堂は1か月8万3,000円だったか貸し出すんですよ、その食堂に委託すれば、非常に利用する方も便利だし、経済的に見てもそのほうがちょっと有利ではないかと思うんだけど、まちづくり会社に指定するというとは何か根拠はあるんですかね。それが1つね。

それから、例えば、大分銀行の跡地の店舗についても、まちづくり会社に委託していますよね、その家賃についてはそこに入るようになったでしょ。今度の場合の、この真玉の拠点施設については、家賃はまちづくり会社に入るんじゃないんですよ、直接市に入るんですよ。その辺の矛盾じゃわね、同じそういう扱いがなぜか、そこら辺をちょっと説明してもらえませんか。

なるべくですね、私の計算では4億二千何百万円の計画だったと思うんですけどね、実際に工事請負費が安くなったので4,700万円だけ予算上では減額されましたけどね。それでも市民から見れば大変な箱物ですよ。だから、あとの管理についてもね、なるべく安上がりで効率的な方法を取るべきだと思うんですけども、その辺、今のまちづくり会社に管理指定することが、なぜ有利なのか市民に分かるように説明してもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、第13号議案、真玉海岸観光交流拠点施設の指定管理者の指定についてのご質疑にお答えいたします。

この議案は、現在、真玉海岸に整備中で来月末にオープン予定の真玉海岸観光交流拠点施設の指定管理者として、豊後高田市観光まちづくり株式会社を指定するものでございます。

交流棟1階の飲食店部分を除く施設の維持管理を行うもので、具体的に申し上げますと、交流棟2階多目的室及び艇庫の利用許可に関する業務及び飲食店部分を除く清掃維持管理業務でございます。

指定管理者の収入は、多目的室、シャワー室、艇庫の利用料収入が指定管理者の主な収入でありまして、支出は清掃業務、管理業務の一部委託、光熱水費などでございます。年間管理費の見込み額は134万円に対して、利用料で賄えない額の50万円を今回

指定管理料として設定しております。

なぜ、まちづくり会社を指定管理にするかという質問ですが、今回の交流拠点施設は、1階は飲食店、2階、また、その屋上は展望台、その別館となるところが公衆トイレ、シャワー室、艇庫というふうな形になっております。

1階の飲食店は長期にわたって、選定された飲食業者、民間の業者が運営いたしますが、その他の部分については、公の施設、非常に公共性の高い施設でございますので、指定管理の実績が高いまちづくり会社のほうに指定するものでございます。

今回は、利用形態、より多くの方に快適に過ごしてもらいたい、それと実際どのくらい利用があるのか、また施設を維持管理する上で、太陽光とか大規模に入れているのですが、実際の維持管理費がどのくらいなるのかは、実際は1年間通してやってみなければ分からない部分があります。

そうしたリスク等も考慮しまして、飲食店部分を除く部分は、第三セクターの会社でありますまちづくり会社に指定管理すると。ただし、より効率的な運営形態を常に検討していきたいと思っておりますので、今回、指定管理期間を2年間、短期間というふうな設定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは最後に、第19号議案の国保加入者の出産育児一時金について質疑をいたします。

これまで42万円だったと思うのですが、これを4月1日から出産された方を対象に50万円に出産育児一時金を引き上げるという内容だと思うのですが、この一時金は申請という方法をとると思うのですが、申請があつてからどういう経過を経て、本人の口座に振り込みができるというように理解をしたらよいのかね。

それから、今、若い人は、大半の人が国保以外の保険に加入していると思うのですが、私たちが全体的に見る場合に、子育て世帯、赤ちゃんを今から産み育てるといふ家庭がですね、国保に加入しているというのは、大体1割ぐらいあるのか、いや5%しかないのか、2割あるのか、その辺をどういふように見たらいいですかね。その辺が分かたら説明してもらったらと思います。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第19号議案、豊後高田市国民健康保険条例の一部改正に関するご質疑にお答えいたします。

今回の改正につきましては、昨年末の国の議論において、出産育児一時金の額について出産費用の推計などから、全国一律で42万円から50万円に引き上げるべきとされました。これに基づき、国が健康保険法施行令の改正を行ったことに伴い、本市の条例の一部の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、基本額の40万8,000円を48万8,000円に改正しております。これに、産科医療保障制度の加算分1万2,000円を加えて50万円とするものでございます。

次に、施行期日につきましては、令和5年4月1日とし、また、経過措置として施行前の出産分については、従前の例による旨の規定を設けております。

それと、申請主義の件でございますが、直接本人の口座にはお金が入ることはございません。

まず、出産前に被保険者と医療機関などが、出産育児一時金の支給申請及び受け取りに係る契約を結びます。次に、医療機関等が、被保険者等に代わって、国保連合会に出産育児一時金の申請を行います。直接、出産育児一時金の支給を医療機関が受ける、直接支払制度ということでございます。

それと、子育て世帯の割合ということでございますが、それは把握しておりません。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安東正洋君） これにて質疑を（「議長、議事進行」「11番、河野徳久です」の声あり）

はい、どうぞ。

○11番（河野徳久君） 3番、於久弘治議員の第8号議案の質疑中に、執行部に対して要望が出されたように、私は記憶いたしております。

今日は、議案質疑ですので、要望事項が出るのは、私はそぐわないと考えておりますので、議事録を精査の上、最終日にその結果を報告願いたいと思いません。

以上です。

○議長（安東正洋君） はい、よく分かりました。

それでは、これにて質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております第2号議案から第19号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

3月15日

○議長（安東正洋君） 日程第3、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1号議案、令和5年度豊後高田市一般会計予算については、16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、令和5年度豊後高田市一般会計予算については、16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 於 久 弘 治

豊後高田市議会議員 中 尾 勉